

## 令和2年第5回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和2年5月13日  
開催年月日 令和2年5月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真  
閉会時刻宣告者 13時45分 事務局長 玉川 真  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第3区域	染野 亘志
9	坂上 良資	第4区域	齊藤喜久夫

○遅刻委員 なし

### ○欠席委員

10 田端 久子

議事参与者 事務局長 玉川 真 主査 赤坂 里美  
主任 浅見 孝典

### 会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (4) その他
  - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。天気が悪くて、今日はいい日になりまして、忙しいところ大変ご苦労さまです。

コロナウイルスもですね、今夜にでも非常事態宣言が解除されるというようなお話があります。解除されても3密を守っていただいて、かからないように、また一番心配されるのがよそから来た人が置いて行かれるのが一番困るんですけども、何とかですね、この難局を乗り越えて頑張っていきたいと思います。ひとつよろしくをお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の田端委員が欠席というお話がありましたので、ご報告いたします。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

7番、小菅辰彦委員、8番、村田茂委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ございませんので、異議ないものと認めます。よって、議事録署名人、7番、小菅辰彦委員、8番、村田 茂委員を指名します。

---

◎農地法第3条の規定による許可申請2件について

○議長 第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について議題といたします。

農地法第3条番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———さん。譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字———です。地目は畑、面積は476平方メートルの1筆です。権利の内容は、売買によります所有権移転となっています。

次のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。——区内、南那原医院の北東側にある場所です。

なお、本件は、先月の農業委員会で空き家に付随した農地の指定を行っていただいた場所です。

続きまして、農家の状況ですが、———さんが耕作する農地はほかにございませんので、今回の農地の476平方メートルです。なお、面積要件は、空き家に付随した農地の指定をしているため、100平方メートルとなりますので、面積要件はクリアしています。

農業従事者は、男1人、本人。女1人、母、合計2人です。年間農業従事日数は200日ということです。———さんは、空き家バンクに登録された今回の申請地のすぐ横にある住宅を購入し、長瀬町に移住するとのことであり、長瀬町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱により、特例で下限面積を引き下げておりますので、取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書を提出していただいております。現在お返ししています申請書にその誓約書が添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目畑、面積は476平方メートル、利用状況は畑となっております。

資金計画は、———

———です。現在お返ししています申請書に———  
———が添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、作付計画は、作付品目は露地野菜、作付の時期は6月以降となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地として第3種農地と判断されます。その他としては、県立長瀬・玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中44号線に接している農地で、令和2年4月27日に空き家に付随した農地の指定を受けております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

今日のこの土地は、何十年か農地ではなくて遊休農地でいたのが、耕作地になるということとです。

○議長 説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

4番、福島美知子委員の説明をお願いします。

○3番福島美知子委員 3番、福島です。よろしく願いいたします。

この案件は、先月現地調査に行ってお参りましたので、今回は行きませんでした。今、事務局のご説明がありましたように、全く問題ないと思いますので、この———には、公図のね、若い方のおうちがありますので、関さんに耕作していただければ、ご近所迷惑にはならないし、農業をやっていただけることはとてもいいことだと思いますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

○議長 福島美知子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法第5条番号1、———氏所有の農地を———氏が駐車場に転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———さん。譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字———、———、地目は順に田、畑、面積は205、220の合計425平方メートルの2筆です。転用の目的は、駐車場です。権利の内容は賃借権設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、木材チップ工場の東側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、現在、店舗新築したが、駐車場が手狭なため隣地を選定したものであるということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図も御覧ください。土地造成は425平方メートルです。

次に、資金計画ですが、———  
———ということです。現在お返ししています申請書に、———  
———も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。なお、申請地は、県立長瀬・玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、国道140号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 20日に、浅見さんと野原さんですか、で現地に行ったところですか。

皆さん、場所は知っていると思うんですけども、モーターがあって、あそこはモーターがあって、その手前ですよ。片方のほうは荒川に面してまして、ほかの家とか土地とかそういうのは全然迷惑のかからない土地なので、全然問題ないというふうに思います。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原新平委員の説明をお願いします。

○5番野原新平委員 5番、野原です。

5月の20日に事務局の浅見さんと推進委員の染野さん私の3人で現地の確認に行っていました。

その場所はですね、——で一番下、長瀬でも一番下の家であります。ちよださんから秩父方面へ100メートルほど行ったところの左側にある——の地続きの隣の田と畑なんですけれども、田には梅の木が数本、畑には栗の木が数本植わってございまして、その南側にですね、今、染野さんの言ったように三、四十年前にもう廃業しましたモーターの廃屋がありまして、また荒川寄りに雑木の大きなのが何本もあるような非常に日陰になったあまりいい土地ではありません。ですから、駐車場にするのにも、今いわれたように、周りに悪影響を及ぼすようなことはありませんので、駐車場として申請を許可してもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

○議長 野原新平委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、6月の委員会日程でございますが、6月の委員会は、25日木曜日、午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日木曜日、午後1時30分からとしたいと思います。

事務局から他にございますか。

○事務局 先月の農地転用の状況なんですけれど、農地法第4条の2件と農地法第5条の2件は、令和2年5月21日付で許可となりました。

以上です。

○議長 以上で、本日予定した議題は終了しました。

これで議長の職を解かせていただきます。誠にありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(午後1時45分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和2年5月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 小 菅 辰 彦

署名委員 村 田 茂